

マージン率等に係る情報提供

①	令和8年6月1日付け 派遣労働者数																				
	1 人																				
②	令和8年6月1日付け 派遣事業数(実数)																				
	1 事業所																				
③	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)労働者派遣に関する料金の額の平均額																				
	34,880 円(8時間 全業務平均)																				
④	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)派遣労働者の賃金の額の平均額																				
	20,266 円(8時間 全業務平均)																				
⑤	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)マージン率																				
	41.9 % (マージン率=(③-④)／③)																				
※マージン部分については、法定福利費、その他経費を含んだものです。 ・ マージン率 (41.9%) ・ 営業利益 (8.04%) ・ 法定福利費 (8.50%) 健康保険 厚生年金保険 雇用保険 労災保険 介護保険 ・ その他経費 (25.35%) 福利厚生費 事務所費 光熱費 募集費用 教育訓練費 労務管理費 設備費 広告宣伝費 派遣料金の内訳 <table><thead><tr><th>項目</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>派遣労働者の賃金</td><td>58.10%</td></tr><tr><td>営業利益</td><td>8.04%</td></tr><tr><td>福利厚生費</td><td>8.50%</td></tr><tr><td>その他経費</td><td>25.35%</td></tr></tbody></table>		項目	割合	派遣労働者の賃金	58.10%	営業利益	8.04%	福利厚生費	8.50%	その他経費	25.35%										
項目	割合																				
派遣労働者の賃金	58.10%																				
営業利益	8.04%																				
福利厚生費	8.50%																				
その他経費	25.35%																				
⑥	労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等																				
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しています。 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者) 当該労使協定の有効期限の終期 (令和8年3月31日)																					
⑦	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項																				
教育訓練内容																					
<table><thead><tr><th>訓練種別</th><th>対象となる派遣労働者</th><th>訓練方法</th><th>訓練費用</th><th>賃金支給</th></tr></thead><tbody><tr><td>新規採用者訓練</td><td>雇入時</td><td>OFF-JT</td><td>無償</td><td>有給</td></tr><tr><td>システム開発基礎訓練</td><td>派遣中</td><td>OJT</td><td>無償</td><td>有給</td></tr><tr><td>リーダー就任検収</td><td>待機中</td><td>OFF-JT</td><td>無償</td><td>有給</td></tr></tbody></table>		訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用	賃金支給	新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給	システム開発基礎訓練	派遣中	OJT	無償	有給	リーダー就任検収	待機中	OFF-JT	無償	有給
訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用	賃金支給																	
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給																	
システム開発基礎訓練	派遣中	OJT	無償	有給																	
リーダー就任検収	待機中	OFF-JT	無償	有給																	